

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究

文部科学省において、重症PTSDの治療法などの研究成果を得、犯罪被害者等支援の実践への活用を目指している。平成17年9月、東京医科歯科大学難治疾患研究所・心的外傷ケアユニット（PTCU（Psychological Trauma Care Unit）。<http://www.tmd.ac.jp/mri/mri-crps/ptcu/>）を開設し、

- ① 深刻な犯罪・重度事故被害者のPTSDに対する認知行動療法（長時間曝露法）
- ② 犯罪被害者遺族の心的外傷性悲嘆（PTSD＋悲嘆症状）に対する認知行動療法（長時間曝露法を応用した複雑性悲嘆治療）

を用いての治療研究を実施している。

長時間曝露法については、平成18年7月、有効性の高い治療法であり、その効果は治療終了後も維持されていることが確かめられた。同年8月からは、その有効性を更に厳密に検証するための試験^{*12}に着手している。

複雑性悲嘆治療については、平成19年6月末までに10名（殺人被害者遺族5名、事故被害者遺族5名）に導入し、うち7名が治療終了し、悲嘆症状、PTSD症状、抑うつ症状いずれにも効果的であることが示唆された。19年度も引き続き対象症例を蓄積していく。

また、平成18年度に犯罪被害者等の行動意識調査の一環として、「死別体験とその後の悲嘆症状に関する調査」を実施した。調査の結果、およそ20人に1人が暴力的死別（事故・自殺・殺人を含む。）体験により、大きな心の痛手を受けたとした。暴力的死別体験は、複雑性悲嘆に結びつきやすい傾向が示唆されており、詳細な結果を更に分析中である。

(2) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

厚生労働省において、平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行っている。

平成17年度、18年度で、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査、心理的外傷治療の調査、精神保健福祉センターなどの職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作りのための調査などを行った。

平成19年度は、17年度、18年度の調査研究の結果などを踏まえて、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめる予定であり、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家の育成や地域での対応の向上に活用していく。

(3) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過などを把握するため、身体犯一般、交通事犯、性犯罪といった被害類型別、さらに本人、家族・遺族の属性別に、継続的調査を実施することとしており、調査対象者抽出のための基礎的調査、調査項目の設計などを行っている。

(4) 女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査

内閣府において、平成11年度以降継続して実施している「女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査」として、「男女間における暴力に関する調査」を18年4月に公表した。

平成18年度は、配偶者などから暴力を受けた被害者を対象に、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」を実施

(*12) ランダム化比較対照試験（長時間曝露法群対通常治療群）

し、その結果を19年1月に公表した（「平成18年度『配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査』報告書」：<http://www.gender.go.jp/>）。

(5) 警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究

警察庁において、従来から、学識経験者や実務家とも連携して、殺人、性犯罪などの被害類型ごとに実態調査を行い、犯罪被害者等への対応の在り方など、その後の被害者支援の参考としている。

今後とも犯罪被害の実態などについて調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実にいかしていく。

(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、国連が中心となって行う「国際犯罪被害実態調査」に参加する形での国内調査を平成20年初に行うべく、質問方法、質問項目などについて検討している。同調査は、犯罪の実態をできる限り正確に把握し、犯罪に遭いやすい要因（被害者化要因）の分析などを行い、その結果を広く関係機関に提供することにより、犯罪被害者等に対する適切な支援策を検討するための基礎資料として活用される。

(7) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者を含む。）の家族（以下「ドナー家族」という。）に特有な心理的な問題などについて、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、ドナー家族の心情把握などの方法について検討している。

平成14年12月に第1回会議を開催してから18年12月までに計11回の作業班会議を開催した。19年度には、これまでの検討内容を踏まえ、ドナー家族からのヒアリングなどを実施

しているところであり、引き続き、ドナー家族の心情把握などに努めていく。

(8) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、警察学校と職場で警察職員に対する被害者対策の教育を行っている。

各級警察学校における被害者対策の教育として、同学校においては、新たに採用された警察職員に対する採用時教育、専門分野に任用する警察官に対する部門別任用時教育、昇任した警察職員に対する昇任時教育、被害者対策に従事する警察職員に対する専科などの教育において、被害者対策の教育を行っている。

職場における被害者対策の教育として、警察署などの職場においては、集合時などの機会を利用した教育、警察本部主管課指導者による巡回指導、部外専門家による講演会などを実施し、被害者対策の教育を行っている。

(9) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

警察において、都道府県警察の少年サポートセンターなどに勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員などに対し、大学教授やカウンセラーなどの専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習（カウンセリング技術専科など）を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士など部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

法テラスにおいて、平成19年1月から、法テラスのホームページ上において、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体などの情報を提供している（同ホームページ→「相談窓口情報検索」）（P28 コラム3「法テラスにおける犯罪被害者支援業務」参照）。また、同情

報検索の方法に関する説明も合わせてホームページで公開し、その利用を促している。さらに、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口へ、当該機関などで実施している支援以外の問い合わせが寄せられた場合には、コールセンターや全国の地方事務所を紹介してもらい、適切な支援窓口や精通弁護士の紹介などを行っている。

(11) 臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施

文部科学省において、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」を行った（P41(12)「犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等」参照）。

(12) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、児童虐待問題や非行・暴力などの思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の養成などを行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関などの職員を対象とする各種の専門研修を行い、これら職員の資質の向上が図られている。

(13) 民間の団体の研修に対する支援

警察・法務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省において、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている（P94(4)「民間の団体への支援の充実」参照）。

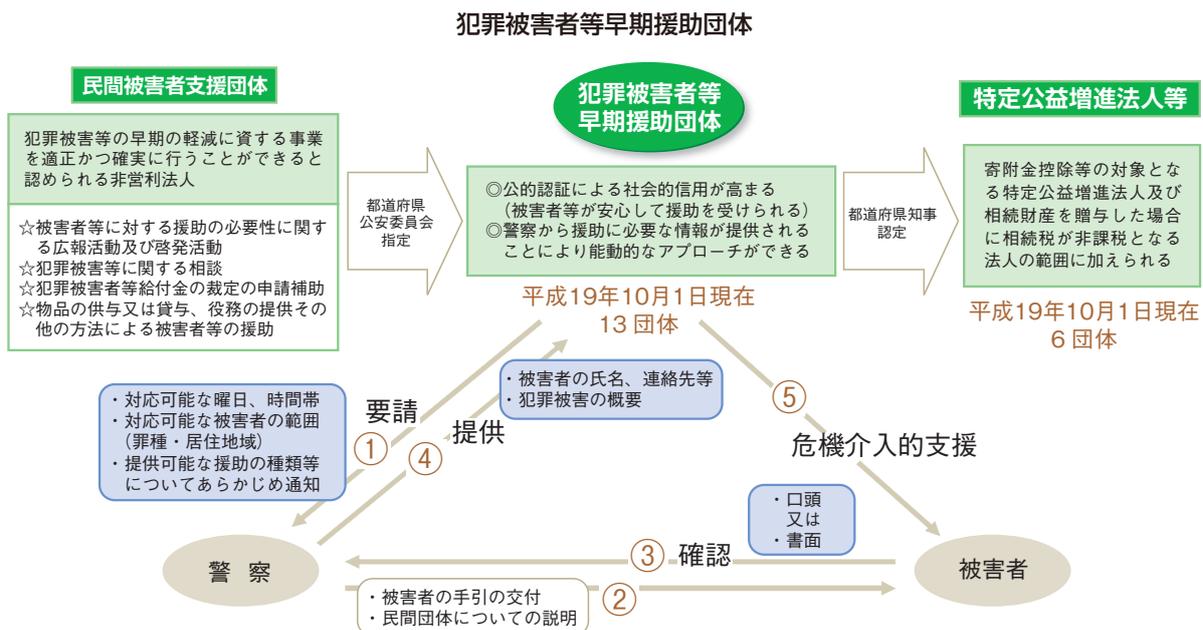
3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託

警察において、犯罪被害者等早期援助団体（P96 コラム7「民間団体の取組」参照）

で直接支援員として被害者支援活動に従事している者に対し、公判出廷の付添い、病院などの手配などの直接支援業務を委託している（犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：平成18年度 20百万円、19年度 20百万円）。



出典：内閣府犯罪被害者等施策ホームページ（第5回「民間団体への援助に関する検討会」警察庁資料）
 ※団体数については白書への掲載に伴い、時点修正を行っている。